ますが、行政訴訟であっても、動いているものであっても勝つための戦略を考えていかなければなりません。

私たちの裁判のこの一年

私たちの裁判のこの一年の取り組みは下表のとおりです。今日で 3 人目の証人尋問が終わりました。主張で特に力を入れたのは、震源にごく近い地震動の問題を始め、ウクライナで原発が攻撃対象となったように武力攻撃のリスクなどです。

私たちの裁判のこの1年

- 2022.3.10 準備書面（地盤変位のリスク、震源極近傍地震動の問題、地盤の安定性の問題）
- 2022.6.2 準備書面（テロ対策、武力攻撃のリスク、ばらつき問題、水戸地裁判決の援用）
- 2022.9.1 **菅野みずえさん証人尋問** 準備書面（基準地震動ガイドの改正について 泊原発札幌地裁判決）
- 2022.12.1 **平尾米原市長証人尋問** 準備書面（降下火砕物が堆積した場合の建屋の構造強度評価）
- 2023.3.1 **西尾漠さん証人尋問**

原発全廃への見取り図

世論が重要ですが、政府は、新しい原発安全神話や被ばく安全神話の流布しながら事業者を後押ししています。これらの神話を打破すること、利権の構造を打ち破ることが重要となっています。

原発全廃への見取図

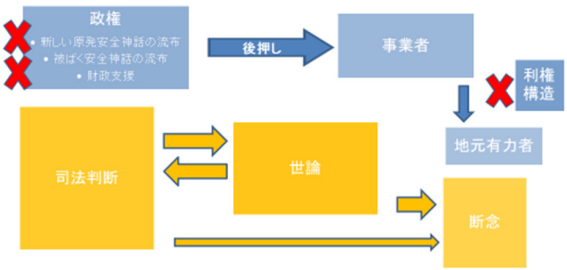

震源極近傍地震動問題

震源のすぐ近くでは物凄い揺れになることが阪神大震災以降わかってきました。以前は重力地震動 980 ガルを超えないといわれてきましたが、岩手内陸地震で 4000 ガルが観測されるなど以前の考えは通用しなくなってきました。震源の直近でなぜ大きな揺れになるのかが最近の強震動学の大きなテーマになっています。

地震発生層が割れたら地震エネルギーが発生するのですが、若狭の原発では地震発生層は地下 3km とされています。表層は地下に比べて軟らかいので割れて地震エネルギーがでるとは考えられていませんでした。今、専門家で議論されているのは、表層の岩盤は地下より柔らかいけど、ここが割れて地震エネルギーがでてくるという点であり、そういう問題意識から学者のみなさんが研究をされています。

設置許可基準規則解釈では、震源が敷地に極めて近い場合には、以下のように特別な考慮を求めています。

設置許可基準規則解釈（別記2）4条5項二号⑥

「内陸地殻内地震の震源が敷地に極めて近い場合，地表に変位を伴う断層全体を考慮した上で，震源モデルの形状及び位置の妥当性，敷地及びそこに設置する施設との位置関係，並びに震源特性パラメータの設定の妥当性について詳細に検討するとともに，これらの検討結果を踏まえた評価手法の適用性に留意の上，各種の不確かさが地震動評価に与える影響をより詳細に評価し，震源の極近傍での地震動の特徴に係る最新の科学的・技術的知見を踏まえた上で，さらに十分な余裕を考慮して基準地震動を策定すること」

特別な考慮が求められる理由は以下のように新基準をつくるときに以下のような専門家の意見がだされてきたことによります。

しかし、関電は、この特別の考慮を行っていません。

- 「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム」第3回会合
- 藤原広行氏「要素断層よりも距離的に近いサイトですね。数km以内、例えば1kmとか2km以内のサイトについては・・波動論的な計算手法が破綻する領域になっている・・・そんな近いところでの精度を保証する形での評価がこれまで行われてきていない・・・一般の方の目線から見れば、もともと評価手法すら確立されていないような断層域直近に施設を作られて、不完全な手法で安全性を審査するということ自体に問題がある・・・百歩譲ってそれでも安全性を審査しなければならないというふうな基準づくりだというふうにすれば、おそらく今我々が持っている手法が破綻をしかけているようなところなので、その不確実さを何らかの形で定量的に上乗せをする・・・ここでは、どの程度の不確かさを上乗せすれば少なくとも安全性を評価したと説明できるのかどうかという議論をしないと、短期的に手法を本当に改善するというのは難しいのではないのかと思っています。」
- 島崎委員「地震学というのは、もともと離れたところで地震の波をとって、それから地震の波の伝わり方とその震源がどうなっているかというのを議論する学問であって、震源の中でいろいろ調べたということはないのですね・・・震源に非常に近づいてくると、我々、よくわかっていない領域なわけですね・・・その見えるものがどうなっているかというのは、それこそ個々に、我々はまるっきり知らない・・・そういう意味で未知の領域に入ってくると思っています。」

昨年 12 月、大阪地裁は、極近傍とはどの

くらいの距離か明確な議論が行われていなから、関電が美浜の震源断層が極近傍に相当するか判断しなかったことが不合理であるとまで言えないとして、仮処分の申し立てを却下したのですが、極近傍とは数キロの範囲であるとして議論されていることは明白であり、改めて証拠を提出して高裁で争っていく予定です。

利権構造と関電の腐敗

関電の腐敗は下表のとおり次から次へとでています。

利権構造と関電の腐敗

- 役員75名が森山元助役から総額3億6000万円相当の金品を受領
- 役員の減額報酬を補填
- 役員の追加納税分を補填（豊松副社長は、退任後エグゼクティブフェローに就任、給与は370万円のところ、減額報酬補填90万円、納税分補填30万円を加算して490万円とする。）
- 森山関連会社に対する不適切発注（残土処分等）
- 高浜町議会元議長が経営する会社に対する倉庫の高値賃借（相当賃料年1600万円のところ、年5000万円） 総額3億？
- カルテル（自ら主導の上、他の電力会社を裏切り）
- 新電力顧客名簿の不正閲覧（1013人が4万件）

このうち、残土処分に関する事例を下図に示します。

残土処分の相場は 1m³ 約 2400 円ですが、関電は 3400 円でゼネコンに発注。ゼネコンは同じ単価で吉田開発に発注。吉田開発は、2,380 円で地元業者に発注しており、単価差は 1,020 円です。処分量は約 200 万 m³ なので吉田開発の利益は 22 億円です。これが森山元助役に回っていき、関電役員などへ還流していったのです。

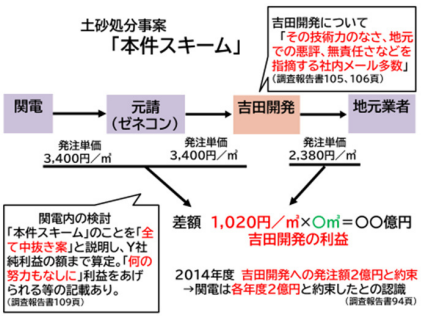

被ばく安全神話との闘い

安全神話についてはいろいろ話すことがあるのですが、避難とその解除の目安とされている放射線量の 20mSv/年はどのような基準なのかについてお話します。

放射性物質は公害物質なので排出基準、環境基準が必要ですが、公害対策基本法で適用除外とされていました。しかし、福島事故後の 2012 年 6 月、環境基本法が改正され、放射性物質の適用除外条項が削除されました。このため、放射性物質に関する環境基準が定められなければならないが 10 年以上たつのにいまだに制定されていません。

閾値のある物質の環境基準は閾値以下にすればいいが、放射性物質はどんなに少量であっても影響がでるので閾値がありません。こうした物質に関する環境基準の考え方は国際的にも定まったものがあります。すなわち、生涯のリスクレベルが 10^{-5} 以下、10 万人に一人影響が表れるというレベル以下にするということです。

放射性物質について計算すると、以下のとおり 2.85μSv/年となり、20mSv/年とは全然違います。ちなみに、年 1mSv は、10 万人のうち 350 人がガンで死亡、年 20mSv は 7000 人がガンで死亡するという数値です。

あるべき放射性物質に関する環境基準は？

- 放射性物質は、閾値のない毒物
- ICRP（国際放射線防護協会）によれば、累積線量100mSvの（長期低線量）被ばくによってガン死亡の確率が0.5%増加する。
- ガン死亡増加率を１０-5（１０万人に１人）にするためには、累積線量（生涯線量）を0.2mSvに抑えなければならない。

100mSv×0.001%÷0.5%＝0.2mSv
生涯線量0.2mSvは、年0.00285mSv（年2.85μSv）
0.2mSv÷70年＝0.00285mSv/年＝2.85μSv/年

ちなみに、
年１mSv（生涯70mSv）ではがん死１０万人に350人
年20mSv（生涯1400mSv）ではがん死１０万人に7000人

中央環境審議会は、「一般環境中の放射性物質の基準又は目安などの設定の考え方などについても個別の検討を進めるべき」と意見具申していますが、環境省は、放射性物質は発生源で管理されている、通常の事業活動に起因する環境汚染の防止の観点からは、一

般環境の状態に関する基準を改めて設定する必要はないなどの理由で環境基準は必要ないとしています。これに対して学者の方々は、「化学物質では、平常時と異常時で規制値を区別してない。食品安全委員会が放射能汚染食品について出した生涯１００mSv という規制値は、化学物質の規制値に比べて１万倍になる。せめて化学物質の規制値に近づけるべきである。」などと放射性物質の環境基準の必要性を指摘しています。

まとめ

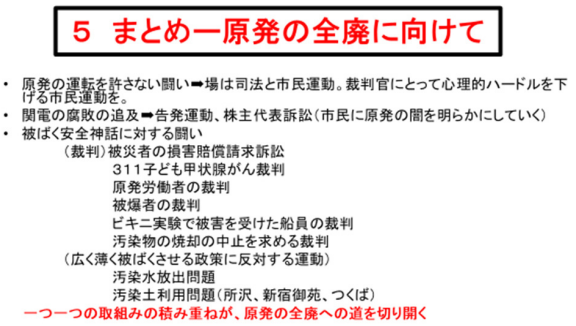

2023 年度支える会総会を開催

井戸弁護団長の講演の後、支える会総会を行い、一年間の活動のまとめと最終盤にふさわしい取り組みを行っていく活動計画を確認し会の役員を補充した新しい体制を確認しました。また、次ページの総会決議を上げました。

① 支える会の体制

会長　福田章典

代表委員　井戸謙一、畑明郎、辻義則、杉原秀典、中平清三

幹事　瓜生昌弘、今村真理子、松本利寛、對月慈照、西村修、林明美(新)、佐藤眞知夫（新）

会計監事　林　永代、清水俊朗

会則外の確認として、　弁護団長　井戸謙一、弁護団事務局長　石川賢治
原告団長　辻義則、支える会事務局長　瓜生昌弘

会費納入についてのお願い

年会費 2000 円を、郵便局口座または振込用紙により納入をお願いします。

年会費 2000 円の振込先

【ゆうちょ銀行から振込の場合】

ゆうちょ銀行　　記号番号 14690-5345461　福井原発訴訟を支える会（フクイゲンパツソショウヲササエルカイ）

【他金融機関から振込の場合】

ゆうちょ銀行

店名・店番　四六八（よんろくはち）・468　普通預金　0534546　福井原発訴訟を支える会（フクイゲンパツソショウヲササエルカイ）

2023 年びわこ集会

3 月 11 日、膳所公園を中心にして「原発のない社会」を求めるびわこ集会が開催され、500 人が参加しました。支える会は、膳所公園にテントを設置して入会案内や会費の納入のお願いをしました。1 名の入会と 45 口の会費納入がありました。

総会決議

岸田政権は、ウクライナ侵略によるエネルギー危機を好機とばかりに、「原発依存度を低減する」としてきた原発政策を「原発を最大限活用する」に大きく転換した。３月 28 日、「グリーントランスフォーメーション（ＧＸ）脱炭素電源法案」を国会に提出した。５法を束ねた法案では、運転期間の規程を規制委員会所管の原子炉等規制法から、原発を推進する経産省所管の電気事業法に移管している。これまでの「原則 40 年、最長 60 年」との表現を残すが、検査や司法判断による原発の運転停止期間を除くため、事実上 80 年以上の運転を可能にしている。次世代型原発の開発・建設も解禁している。「脱炭素」の美名で「原発の回帰推進」の本性を隠すそうとする狡猾な意図が透けて見える。５人の委員のうち石渡委員は「科学的、技術的な新知見に基づくものではない」と述べ、停止期間が長く問題の多い原発ほど、長期に運転できる矛盾を突いた。２人の委員も官邸主導の法案提出ありきの進め方に違和感を述べた。すでに再稼働している美浜原発の運転歴は 46 年、再稼働が予定されている高浜１号機は 48 年、２号機は 47 年である。この３つのオンボロ原発が、今後 30 年以上も動くことを、住民も私たちも許さない。

東電は、今夏から大量の汚染水を海洋に投棄するつもりだ。

原発推進勢力がいくら復興を叫んでも福島の実態は変えられない。廃炉の見通しは立たず、ロボットが数センチの小石状のデブリを掴むのが精いっぱいだ。帰還者は 31.4%、双葉町は０％、浪江町は 11.2%である。その多くは老人であり、若者や子どもはほとんど帰らない。復興庁の調査では避難者は 27,789 人(22 年 11 月 1 日)だが、これは多くの地域で避難指示が解除され、自主避難者は含まれていないからである。現実の避難者はこの数倍に及ぶと考えられる。福島原発事故の放射性ヨウ素で甲状せんがんになった子ども・青年が 338 人に及んでいる。

この中の７人の青年たちが被ばくの生き証人として、フクシマはなかったことにしようと躍起になっている原発推進勢力に毅然と立ちはだかった。

脱原発の大きな流れと、住民の命を顧みない政権・原発推進勢力の巻き返しが激しくぶつかっている。私たちの裁判も、いよいよ証人尋問に入り大詰めを迎えた。兵庫に避難する菅野みずえさんは、事故の時、身に起こった事実と思いを生々しく語った。米原市長の平尾道雄さんは、避難計画の策定は事実上不可能だから原発をなくすしかないと、毅然と述べた。

県内では、米原市、彦根市、多賀町、豊郷町、甲良町で、小中学校など教育施設への安定ヨウ素剤が配備されマニュアルづくりが始まっている。原発事故への不安と子どもの命を大切にする地域住民の思いが、議会や行政を動かしている。

私たちは、子どもや青年、地域住民の思いと合流して、福井と日本から原発をなくす日まで奮闘する。

３月９日　福井原発訴訟(滋賀)を支える会総会